明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**総務**六〇）　一
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（**法務**三二）　七
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務・厚生労働**三）　六
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**四〇）　七
○計量法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**三八）　八〇
○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（**同**三九）　八一

〔告　示〕

○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**八七四）　八四
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（**同**八七五）　八五

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　八六
特殊法人等
令和四年度警察共済組合決算の要旨、独立行政法人造幣局令和四事業年度財務諸表、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録、農水産業協同組合貯金保険機構令和四事業年度決算、令和四年度地方職員共済組合決算の要旨、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　一〇〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一七

省令

○総務省令第六十号

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百三十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十四日

総務大臣　松本　剛明